

中小企業被災資産復旧緊急対策費補助金交付要綱

(目的)

第1 令和7年大船渡市林野火災で被災した中小企業者の復旧に向けて取り組む事業を、大船渡市又は小規模事業者（以下「補助事業者」という。）が実施する場合、その実施に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第25号）、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により、中小企業被災資産復旧緊急対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 令和7年大船渡市林野火災

令和7年2月26日に大船渡市で発生し、同日、岩手県が大船渡市への災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を決定した大規模火災をいう。

(2) 中小企業者

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(3) 小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

なお、個人事業主も中小企業者・小規模事業者に含まれるが、個人事業主の補助対象者は次のいずれかの者に限る。

ア 令和7年2月25日以前に、所得税法第229条に規定する「個人事業の開始届出書」を提出しているもの。

イ 「各種法令で定める書類（確定申告書、営業許可証等）により、災害発生日に事業を行っていたこと」が確認できるもの。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5 知事は、第4の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又は

これに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、知事に書面をもって申し出なければならない。

- 2 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

（補助事業の経理等）

第7 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更を除く。
- （2）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、事業に要する経費（補助対象経費に限る）の総額の20パーセント以内の減少とする。

（契約等）

第9 補助事業者は、売買、請負その他の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 2 補助事業者は、前項の契約に当たり、経済産業省又は県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省又は県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第10 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に

対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第14の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、同項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- （1）知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- （3）知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

- 第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第12 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第4号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第13 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。
- 3 小規模事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第14 知事は、第13第1項の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合す

ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第15 補助金は、第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、知事が必要と認めるときは、経費を前金払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第6号による請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16 小規模事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに様式第7号による消費税等仕入控除税額報告書を知事に報告しなければならない。

2 小規模事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17 知事は、第8第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 小規模事業者が、別紙「反社会的勢力排除に関する誓約書」に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第18 小規模事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 小規模事業者は、取得財産等について、様式第8号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 小規模事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13第1項に定める実績報告書に様式第9号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19 規則第19条第1項に規定する期間は、財産の種別に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数のとおりとする。

2 小規模事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第19条第1項第2号に規定する知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

4 規則第19条第1項第3号に規定する知事が特に必要があると認めて指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の備品及びその他の財産とする。

（情報管理及び秘密保持）

第20 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも前項及び次項の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 前2項の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第21 小規模事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙の「反社会的勢力排除に関する誓約書」を知事に提出しなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第22 大船渡市は、知事から交付を受けた補助金をその財源として、直接に又は事務委託等をした団体を通じて、中小企業者に補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するとき、第4の交付申請において、間接補助金の交付の手続等について第5から第14まで、第16から第21まで及び第23第3項の規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、これを添えて申請しなければならない。交付規程を変更しようとするときは、第8の規定を準用する。

2 大船渡市が交付する間接補助金に係る補助対象経費の算定については、別表第2に定める

とおりとする。この場合において、同表中、「小規模事業者」とあるのは、「中小企業者」と読み替えるものとする。

- 3 大船渡市は、第1項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 大船渡市は、第1項の規定により付した条件等によって、中小企業者から第19第2項に準じた申請があり、その承認をしようとする場合には、知事が別に定める方法により、あらかじめ知事に協議しなければならない。

(立入検査等)

- 第23 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(提出書類及び提出期日)

- 第24 規則及びこの要綱により定める提出書類及び提出期日は、別表第3のとおりとする。

(その他必要な事項)

- 第25 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月4日から施行し、同年2月26日から適用する。

別表第 1（第 3 関係）

区分	補助対象経費	事業実施主体	補助額
1 被災企業 等復旧支 援事業費 補助	大船渡市に所在する中小企業者が、事業再開に不可欠な施設及び設備の復旧（知事があらかじめ定める要件を満たすものに限る。）に要する経費に対し、大船渡市が補助する経費。	大船渡市 （大船渡市に所在する中小企業者）	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額
2 被災小規模事業者 復旧支援 事業	大船渡市に所在する小規模事業者が、事業再開に不可欠な施設及び設備の復旧（知事があらかじめ定める要件を満たすものに限る。）に要する経費。	大船渡市に所在する小規模事業者	補助対象経費の 4 分の 3 以内の額 （復旧を行う施設又は設備について受領する保険・共済金がある場合、別表第 2 の方法により補助対象経費から控除する。） ただし小規模事業者ごとに 3,000 万円を限度とする。

別表第 2（第22、別表第 1 関係）

補助対象経費の算定

補助対象経費の算定
小規模事業者が、本事業で復旧等を行う施設又は設備について受領する保険・共済金（共済金、給付金その他これに類する災害を事由として支払われるものを含む。以下、同じ。）がある場合、本事業で復旧等を行う施設・設備の復旧に要する経費から当該保険金・共済金の額を除外した額を、当該小規模事業者に係る補助対象経費とする。

別表第 3（第 24 関係）

条 項	提出書類及び 添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
要 綱 第 4 （規則第 4 条）の規定 による書類	中小企業被災資産 復旧緊急対策費補 助金交付申請書	第 1 号	1 部	知事が別に定める日
要 綱 第 8 （規則第 6 条第 1 項及 び第 2 項） の規定によ る書類	中小企業被災資産 復旧緊急対策費補 助金計画変更（等） 承認申請書	第 2 号	1 部	当該事業の変更を行う日の 15 日前まで
要綱第 11 の 規定による 書類	中小企業被災資産 復旧緊急対策費補 助金事故報告書	第 3 号	1 部	補助事業が予定の期間内に完 了することができないと見込 まれる場合又は補助事業の遂 行が困難となった場合におい ては、速やかに
要綱第 12 の 規定による 書類	中小企業被災資産 復旧緊急対策費補 助金状況報告書	第 4 号	1 部	知事から提出を求められた日
要綱第 13 の 規定による 書類	中小企業被災資産 復旧緊急対策費補 助金に係る補助事 業実績報告書	第 5 号	1 部	当該事業を完了した日（要綱 第 8 第 1 項第 2 号に規定する 事業の中止又は廃止の承認を 受けた場合には、当該承認の 通知を受理した日）から 30 日 を経過した日又は知事が別に 定める日のいずれか早い日まで
要綱第 15 第	中小企業被災資産	第 6 号	1 部	知事が別に定める日

2 項（規則 第 13 条第 1 項）の規定 による書類	復旧緊急対策費補 助金精算（前金）払 請求書			
要綱第 16 の 規定による 書類	消費税額及び地方 消費税額の額の確 定に伴う報告書	第 7 号	1 部	消費税及び地方消費税の申告 により補助金に係る消費税等 仕入控除税額が確定した場 合、速やかに
要綱第 18 第 2 項の規定 による書類	取得財産等管理台 帳	第 8 号	1 部	知事から提出を求められた日
要綱第 18 第 3 項の規定 による書類	取得財産等管理明 細表	第 9 号	1 部	知事から提出を求められた日
要綱第 19 第 2 項の規定 による書類	中小企業被災資産 復旧緊急対策費補 助金財産処分承認 申請書	第 10 号	1 部	知事が別に定める日

別紙

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

令和 年 月 日

岩手県知事

殿

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日